

# 系統農協による野菜の供給調整に関する実証的研究

—京阪神市場における昭和53年冬野菜、  
とくにかんらんと冬ピーマンの場合—

竹 浪 重 雄 ※

---

Shigeo TAKENAMI

A Study on Supply Adjustment of Vegetables by  
Agricultural Cooperatives

---

## はじめに

先進国における農業問題として、農産物の供給過剰問題は極めて重要である。そしてこの課題に対応するためには、供給調整の問題が一方では生産者自らの主体的供給調整の課題として、もう一方では行政施策の課題として検討されなければならない。

このことに関する研究は、ヨーロッパにおいてはかなりの進展をみせているけれども、わが国の場合、なお未熟であるように思われる。しかしながらわが国においても農産物の過剰現象は既に随所にみられ、野菜についても現場においてはいくつかの生産者自らの主体的供給調整が実施されているのが現状である。本稿においてはとくに系統農協による野菜供給調整の実態を事例的に把握し、これが実施上の問題点を解明することによって、生産者の主体的供給調整実施のための条件を明らかにすることを課題とした。

昭和52年の秋から冬にかけて、全国的に快晴、温暖の日が続き、いわゆる「暖冬異変」をひきおこしたが、そういった気象条件によって野菜の生育が進みすぎ、冬野菜は軒並み供給過剰をきたした。これがため、52年の初冬から53年春先きにかけての冬野菜価格は、一部大巾な暴落を示し、あるいは低価格での低迷状態をつづけたのである。

こういった状況に対応するため、京阪神市場においては、全農の肝入りで、かんらん、レタスおよび冬ピーマンの3品目について、それぞれ主産県が参集して出荷調整会議が開催され、価格回復対策として話し合いによる

自主的な出荷規制が実施された。うち本稿ではかんらんと冬ピーマンの場合をとり上げた。その理由としては、かんらは調整会議に参加した府県の農協各連が10府県10団体に及び、いわば「多数産地間調整」の事例として適当であり、冬ピーマンの方は、主産地が宮崎県と高知県にほぼ限られ（両県の京阪神市場における占有率は11月以降95%以上に達する—後掲第7表参照）るため、殆んど2県間の、いわば「少数産地間調整」の事例として適当であるからである。

したしながら、こういった主産県の自主的な出荷調整は野菜に関しては今回が初めてであり、われわれの研究も今後なお多くの事例についてデータを集め、つみ上げて行くことが必要である。

## I かんらん出荷調整の実態と問題点

—多数産地間調整の事例として—

### 1. 出荷調整の実施に至るまでの経緯

52年の秋から冬にかけて、いわゆる「暖冬」と呼ばれる異常気象が続き、そのために野菜一般の生育が極めて良好となり、出荷量が増加する。かんらんにおいても11月の出荷量は前年の1.5~2.0倍に及び、大阪中央卸売市場のかんらん価格も、11月8日以降最低保証基準価格のキロ当り31円24銭を割りつづけ、暴落状態で推移する。このような状況は年が改まってからも一向に改善されることなく、1月7日からは前記基準価格を10円も下回る大暴落となり、最早や抜き差しならぬ状況に立ち至る。このような状況のもとで、1月17日、全農大阪支所の呼びかけによって、京阪神市場（京都、大阪本場、同東部支場、尼崎等12市場、くわしくは第1表注参照）へ

※ 農業経営学研究室

かんらんを出荷している大阪、兵庫、愛知など10府県の経済連、園芸連、青果連が初めて同一のテーブルにつき、1月19日から21日までの3日間にわたって、関連市場へのかんらん出荷量を3割から10割削減することの申し合わせが行われた。

以上がかんらんについての出荷調整実施に至るまでの経緯である。そして申し合わせ通り、現実に、19、20および21日の3日間、出荷規制が実施される。第1表でみられる通り、第1日目は前日、18日の入荷量と比較して50.8%のカット、1月に入ってからの最高入荷量（17日の45,476%）とくらべて57.6%のカットが、第2日目もそれぞれ50.1%、56.0%、第3日目30.2%、38.2%の出荷カットが実施されたのである。

このように10府県にのぼる主産府県の各連担当者が初めて同一テーブルについて自主の出荷規制に関する協議を行ったこと、そして第1日目および第2日目については、実施前日とくらべて完全に50%の削減が、そして第3日目についても30%の削減が実施されたことはしかしながら反面、こういった自主規制に関するいろいろな問題も提起された。今回の初めての自主規制に関する評価

並びに問題点については、後でくわしく述べることにしたい。

## 2. 出荷規制実施状況

一市場、産地別にみた入荷量、および出荷量の状況—京阪神市場全体についてみると、前項で述べた通り、極めて顕著な出荷規制が実施されたが、これを各市場別にみると必ずしも一様ではない。

第2表によって出荷規制実施日及びその前後における市場別入荷状況をみると、調整前2日間の平均入荷量\*に対し、調整期間中の平均入荷量の比較でみた入荷量減少率は、大阪本場、尼崎、全農センター、南大果、天満、南部合同の6市場においては50%以上を示すが、京都、神戸本場および姫路の3市場においては僅か10~20%の減少率でしかなく、大促の場合には量的には少ないけれども入荷量はかえって増加し、増加率からいえば、2.8倍となっている。

一方同様な比較において産地別の出荷カット率をみたもたが第3表である。同表によれば、大阪および三重の

\* 調整前2日では必ずしも調整前の平均的入荷量とはならないが、データの関係上、一応このようにした。

第1表 京阪神市場におけるかんらんの入荷状況

— S.53.1 —

			入 荷 量
1月	6日	(金)	39,866%
	7日	(土)	42,203
	8日	(日)	休
	9日	(月)	33,276
	10日	(火)	31,576
	11日	(水)	23,976
	12日	(木)	25,896
	13日	(金)	...
	14日	(土)	31,717
	15日	(日)	休
	16日	(月)	休
	17日	(火)	45,476
	18日	(水)	40,061
	19日	(木)	19,727
	20日	(金)	19,995
	21日	(土)	28,113
	22日	(日)	休
	23日	(月)	52,396
	24日	(火)	51,179
	25日	(水)	25,064

(注)

- ① ここでいう京阪神市場とは次の12市場をいう。  
京都、大阪(本)、大阪(東)、尼崎、神戸(本)、神戸(東)、姫路、全農センター、大促、南大果、天満、南部合同。
- ② [ ] が出荷規制実施日
- ③ 全上出荷規制を申し合せた府県(10府県)の各連合会名は次の通りである。  

大阪府経済連	京都府経済連
三重県 "	福井県 "
愛知県園芸連	岡山県 "
兵庫県経済連	徳島県青果連
滋賀県 "	鳥取県経済連
- ④ 単位=ケース、  
1ケース 15kg入り
- ⑤ 入荷量に商系および個人出荷分を含む。くわしくは不詳であるが、例えば1月20日分に約3,000%とみられている。
- ⑥ 京阪神地域における大手スーパーの休日は水曜日および木曜日のところが多い。
- ⑦ 資料出所：全農大阪青果事業所、以下特にことわりのないものはすべて上記による。

第2表 出荷規制実施日及びその前後における市場別入荷状況

単位：%

市場	京都	大阪(本)	大阪(東)	尼崎	神戸(本)	神戸(東)	姫路	全農センター	大塚	南大果	天満	南部合同	合計
1月17日	8,471	11,236	7,067	1,688	3,987	1,773	2,784	2,844	409	1,816	2,087	1,321	45,476
18	6,779	11,170	5,862	2,300	2,404	1,916	1,347	2,236	272	2,075	1,769	1,931	40,061
19	5,258	3,008	3,424	445	2,976	1,590	682	300	275	1,355	332	82	19,727
20	6,575	2,978	3,447	814	1,830	1,248	1,210	522	154	473	109	635	19,995
21	7,163	4,447	3,359	1,099	3,515	1,011	2,978	533	1,395	370	748	1,500	28,113
23	8,773	16,129	6,987	2,227	3,910	1,000	8,114	2,818	508	3,102	2,127	1,635	52,396
調整前2日平均	7,625	11,203	6,465	1,992	3,196	1,845	2,066	2,540	341	1,946	1,928	1,626	42,768
期間中3日平均	6,832	3,478	3,410	786	2,774	1,283	1,622	452	608	733	396	739	22,612
入荷量減少率	17.0	69.0	47.3	60.5	13.2	30.5	21.5	82.2	+178.3	62.4	79.5	54.6	47.1

両県は100%乃至ほぼ100%に近い\*カット率であり、鳥取、愛知、福井および岡山の4県についても40~60%のカット率に、徳島についてはやや低いがそれでも約4%に近い24%のカット率になっている。しかしながら、兵庫\*\*および京滋については、調整実施前と殆んどかわりなく、調整会議参加府県にあっても、出荷規制は必ずしも一様でなかったことを示している。

ここで注目すべきは和歌山の動きである。和歌山はいわば大阪の近郊にありながら、奈良と同様、系統農協による野菜の共販率が低いとみられている県であって、同県の、調整実施前2日間の京阪神市場における1日当り出荷量合計は1,000%にも足らなかったが、調整実施とともに出荷量は激増し、同期間中の出荷量は前2日とくらべて実に4.5倍に達している。これらはおおむね出荷組合による出荷とみられるが、生産者のより大きな組織としての系統農協の自主的調整実施上、大きな問題を投

げかけたものといえる。系統農協による自主的出荷調整を成功的に実施するためには、各県農協連の共販率の高いことが大きな前提条件となるといえよう。

### 3. 出荷調整と価格の動き

さて京阪神市場全体としてはほぼ50%の出荷規制が行われた(第3日目は30%)が、肝心の価格回復の方はどうであったろうか。このことを市場別、入荷先別にみたものが第4表である。

同表により、例えば大阪本場における価格の動きをみると、実施前2日の大阪物の価格は1ケース当り250円~300円であった。キロ当りに換算すると16円67銭~20円ではかない。大阪物は調整実施期間中は100%カットされて全く入荷がないので、期間中出荷量第1位の和歌山物および徳島物でその価格をみると700円~500円と、約2倍乃至2倍以上に上昇している。これはキロ当りに換算すると46円67銭~33円33銭となり、何れの場合も最低保証基準価格のキロ当り31円24銭を約50%乃至10%上廻っている。その他の市場についても、上昇率には若干の差があるが、ほぼ同様の傾向がみられ、入荷量の減少

\* 大阪の出荷分は業者分、従って大阪府経済連としては100%のカット率となる。

\*\* 兵庫については神戸西農協と神戸市とが年間出荷契約を結んでおり、価格のいかにかわらず、一定量の出荷が義務づけられており、やや特殊なケースである。

第3表 出荷規制実施日及びその前後における産地別出荷状況

単位：%

産地	大阪	三重	兵庫	福井	愛知	徳島	和歌山	京滋	鳥取	岡山	奈良	茨城	沖繩	静岡	合計
1月17日	12,855	2,437	5,832	2,716	10,914	3,560	961	3,118	2,020	1,063	—	—	—	—	45,476
18	10,905	6,131	4,390	2,798	6,758	1,852	766	4,342	996	1,128	—	—	—	—	40,061
19	0	0	5,004	1,268	2,886	2,750	2,830	3,416	1,213	360	—	—	—	—	19,727
20	420	0	3,948	1,519	3,436	2,817	3,180	4,053	0	522	100	—	—	—	19,995
21	800	0	7,032	1,624	4,407	2,476	5,685	4,183	225	943	—	207	—	—	28,113
23	20,306	2,342	5,435	2,788	6,397	4,408	2,818	6,951	554	799	—	—	81	72	52,396
調整前2日平均	11,880	4,284	5,111	2,757	8,836	1,125	864	3,370	1,508	1,093	—	—	—	—	42,768
期間中8日平均	407	0	5,328	1,470	3,576	858	3,898	3,884	479	608	—	—	—	—	22,612
出荷カット率	96.6%	100%	+4.2%	46.7	59.5	28.8	+351	+4.1	68.2	44.4	—	—	—	—	47.1%

(注) 鳥取は20日より出荷ストップ実施に入る。

率が僅か13.2%でしかなかった神戸本場の場合でも、例えば20日、大阪本場で700円～550円、大阪東部支場で700円であった和歌山物が同日神戸本場では750円をつけており、翌21日、大阪本場で550円、東部支場で600円であった和歌山物が、同日の神戸本場では実に800円をつけている。

このように、各市場とも調整実施期間中の価格は確実に回復しているが、しかしながら調整の解除された23日については入荷量も激増したが、価格も再び調整前の価格にまで下落しており、3日間の出荷規制の効果が価格回復上は実施終了後にまで持続せず、期間中だけの効果に終わったことを示している。であるならば、今回の、系統農協による初めての自立的出荷調整の実施をどのように評価すればよいであろうか。

#### 4. その評価

農協等の関係者は、はじめての経験であった自らの主体的な出荷調整を、何れも一様に高く評価している。その代表的な見解のいくつかを紹介すると次の通りである\*。

- ①「3日間の出荷停止は価格を引き上げることよりも、農協運動として産地の力を市場、農林省などから認められた。」(三重)
- ②「今後に道をつけた。」(大阪)
- ③「生産者が自主的に出荷調整できる自信が出来た。」(愛知)
- ④「生産者の自主的な出荷停止はこれまでになかった。今後稲転で大巾な野菜転作予想もあり、恒常的な安値も考えられる。生産者の団結が一層必要とされるが、その足がかりになり、価格安定対策への大きな課題を提起したことになるだろう。」(全農大阪支所野菜課) すなわち直接的な価格回復効果よりも、「やればできるという自信ができた」という点で高く評価している。一方大手の荷受関係者は
- ⑤「価格では一応の成果があった。だが一時的でなく長期的な対策を。」(大阪青果KK)
- とむしろ3日間の価格回復の方を評価しており、また
- ⑥「今回の出荷規制は本来なら国など関係機関がとるべきだが、下から盛り上げてきた。仲買人、消費者からは一つの抵抗もなかった。」(大阪中央青果KK)
- と、下からの盛り上りを評価し、仲買人、消費者の方から全く苦情の出なかったことを指摘している。

もっとも仲卸業者にとっては、3日間の出荷規制は、自らの在庫をはかせる上で大きなメリットがあったとみられる。青果仲卸組合もその効果を認め、なお

- ⑦「小売段階ではまだ手持ちがあり、在庫をはかせることができないでいる。出荷をスムーズにさせるためには10日間の出荷規制が必要だ。」(同組合理事)として、過剰供給時には一層徹底した出荷規制の必要性を強調している。

#### 5. その問題点

生産者組織がうって一丸となり、自らの負担で自主的に大巾な出荷規制を実施したのは初めてのことで、それによってえられた自信は大きく評価しうる。しかしながら一方でまた多くの問題点をも提起した。これらの問題点は、今後野菜類の供給調整を考える場合に極めて貴重な問題提起となりうる。以下今回提起されたいくつかの問題点を要約して述べておくこととしたい。

##### (1) 多数産地間調整の基本的問題

多数産地間の出荷調整を行う場合、参加産地の強力な意志統一が最も重要な前提条件をなすことはいうまでもない。10府県の農協各県連が参加して実施された今回のかんらんの出荷調整において、関連市場へのお荷量を3割から10割カットすることが予め申し合わされた。カット率に3割から10割という巾のあることは、各産地の事情を考慮したものと思われるが、現実には京都、滋賀の2県を除き、各産地ともほぼこの巾の中で出荷量カットが行われており(第3表参照)、初めての試みとしては成功的であったといえよう。しかしながら、「出荷調整の決定から実施までに時間的な余裕がなく、農協を含め各生産者まで趣旨徹底が不十分で、一部で足並みが乱れた」ことも関係者の反省点としてあげられている(全農大阪支所野菜課)。多数産地間調整の実施において、「正直産地がバカをみる」ようなことがあっては、将来への展望はもてなくなるであろう。今回の場合「一部に足並みの乱れがあった」としても、それが決していわゆる「スト破り」による乱れではなく、「趣旨徹底の不十分さ」が原因であったことは、今後改善の余地のあることを示しているものと考えられる。

今回は1月17日に調整決定、19日から実施ということでその間2日しかなかったが、「趣旨徹底」のためとはいえ、決定から実施まで多くの日数をおくことは、例えば事前の「かけこみ出荷」等の別の問題をひきおこすことにもなりかねず、この点慎重な検討が必要である。

##### (2) アウトサイダー侵入防止の問題

「スト破り」といえば、むしろ調整会議に参加していない産地の場合であろう。今回の場合、前節でも指摘した通り、調整期間中、調整会議に参加していない和歌山県の出荷率増大が極めて顕著であった(第3表参照)。

こういった場合、一般には業者の進出が考えられよ

\* 日本農業新聞53.1.27付

第4表 市場別、入荷先別価格の動き

	かんらんの 市場別総入 荷量	入荷量第1位			全左第2位			全左第3位			
		府県名	入荷量	価格	府県名	入荷量	価格	府県名	入荷量	価格	
大阪 本場	1月17日	11,236%	大阪	5,088(45.2) %	250~270 円	三重	2,036(18.1)	70~50	徳島	1,245(11.1)	170
	18	11,170	大阪	5,199(46.5)	300	三重	8,560(31.9)	250~120	徳島	796(6.9)	270
	19	3,008	和歌山	1,247(41.5)	700	徳島	884(29.4)	500	福井	665(22.1)	250
	20	2,978	徳島	1,821(44.4)	500	和歌山	1,218(40.9)	700~550	福井	303(10.2)	250
	21	4,447	和歌山	2,034(45.7)	550	徳島	1,487(32.4)	400	兵庫	626(14.1)	350
	23	16,129	大阪	3,304(20.5)	330~250	徳島	1,765(10.9)	—	三重	1,133(9.0)	150~120
大阪 東部	17	7,067	大阪	2,875(40.7)	270~150	愛知	1,779(25.2)	200~150	鳥取	1,021(14.4)	—
	18	5,862	大阪	2,021(34.5)	300~130	愛知	1,319(22.5)	350	三重	1,304(22.2)	200~50
	19	3,424	愛知	928(29.0)	500	和歌山	810(23.7)	800	鳥取	750(21.9)	—
	20	3,447	和歌山	1,230(35.7)	700	愛知	966(28.0)	470	徳島	553(16.0)	580
	21	3,359	和歌山	1,888(89.8)	600	愛知	1,020(30.4)	380	徳島	528(15.7)	550
	23	6,987	大阪	3,804(49.3)	280~100	徳島	1,765(25.3)	—	京滋	511(7.3)	(京都)70
京 都	17	8,471	京滋	3,118(36.8)	—	愛知	1,368(16.1)	180~50	徳島	1,202(14.2)	250
	18	6,779	京滋	8,096(45.7)	—	福井	2,184(32.2)	60~30	徳島	1,049(15.5)	300
	19	5,258	滋賀*	1,952(37.1)	—	京都	986(17.8)	850~530	徳島	884(16.8)	500
	20	6,575	滋賀	2,010(30.6)	—	福井	1,216(18.5)	230	京都	1,192(18.1)	400
	21	7,163	滋賀	2,831(82.5)	—	福井	1,324(18.5)	202	京都	1,032(14.4)	120
	23	8,773	京滋	4,521(51.5)	(京都) 220~80	福井	2,133(24.8)	—	徳島	1,069(12.2)	—
神 戸 本 場	17	8,985	兵庫	2,786(69.9)	380~200	愛知	1,199(30.1)	300~120	—	—	—
	18	2,404	兵庫	1,641(68.3)	400~200	愛知	763(31.7)	300~200	—	—	—
	19	2,976	兵庫	2,976(100.0)	450~360	—	—	—	—	—	—
	20	1,830	兵庫	1,582(86.4)	570	和歌山	248(13.6)	750	—	—	—
	21	3,515	兵庫	2,788(79.3)	410	和歌山	520(14.8)	800	茨城	267(5.9)	—
	23	3,918	兵庫	2,861(73.0)	—	愛知	679(17.3)	—	和歌山	370(9.4)	—
姫 路	17	2,784	岡山	1,063(38.2)	—	愛知	1,043(37.5)	300	兵庫	678(24.4)	390
	18	1,347	岡山	1,123(83.4)	—	兵庫	224(16.6)	430	—	—	—
	19	682	岡山	360(52.8)	—	兵庫	322(47.2)	630	—	—	—
	20	1,210	兵庫	688(56.9)	600	岡山	522(43.1)	—	—	—	—
	21	2,973	兵庫	2,030(68.3)	380	岡山	943(31.7)	—	—	—	—
	23	3,114	兵庫	1,314(42.2)	310	愛知	1,001(32.1)	280~270	岡山	799(25.7)	—

(注) 資料出所：全農大阪青果事業所資料

\* 原表に17, 18および23日については「京滋」で表示, 19~21の3日間については「滋賀」「京都」別表示があるためそれに従った。

う。第5表は全農大阪支所資料で、たまたま業者出荷分の分離記載があった1月20日(調整実施中)の、京阪神市場における産地別出荷量合計と、内業者出荷量とを示したものであるが、産地業者の力の強い愛知からの業者出荷量は1,000%におよび、当日の愛知からの出荷量の約1/3を占めている。愛知以外で業者出荷量の多いのは、地元の兵庫、大阪および京都であった\*。

問題の和歌山についての業者出荷分は意外に少なく、

\* 同表業者出荷分に個人出荷分を含む。

僅か85%、和歌山出荷量中の2.7%でしかなかった。極めて一般的にいうならば、アウトサイダー防止の基本的な課題は、系統農協による共販体制の確立であるといえよう。系統農協による共販体制の確立があって初めて系統農協連合による出荷調整の効果が期待できるからである。

### (3) 出荷調整期間設定上の問題

この問題については、関連して次の2つの問題を指摘することができる。

①第1は調整決定日と実施開始日との間の日数の問題であるが、このことについてはさきに(1)でふれた通りであるので、ここでは省略する。

②最も重要なことは、実施期間の長さの問題であろう。今回の3日間という期間については、小売段階における「在庫をはかせるにも短か過ぎる。10日間の出荷規制が必要」との意見もみられた(前出、青果卸売組合)が、余りにも短期的な出荷規制では、小売段階か、せいぜい卸売段階での在庫解消に役立つだけで、本来のねらいである市場価格の回復までは及ばない、との見方も成り立つであろう。

しかしながら一方、期間が長くなると理論的には価格回復は実現するが、その場合、例えば京阪神市場の価格が回復の方向へ向くと、調整に参加していない他産地の、京浜、中京方面市場への出荷分が先行変更して比較的高くなった価格の京阪神市場へどっと流入するおそれがある(全農)。たしかに、今回の出荷規制の後半において、量は僅かであったがそれまで入荷のなかった茨城、静岡および沖縄からの入荷がみられた。出荷調整期間をどの程度設定するかについては、なお今後の研究項目としなければならないところである。

(4) 出荷調整と生産調整との関係

京阪神市場におけるかんらんの出荷調整は、系統農協による初めての試みとして3日間ではあったが現実に実施された。その間、大阪本場においては69%におよぶ入荷量の減少がみられ、価格も実施前の約2倍乃至2倍以上に上昇した。しかしながら出荷規制が解除された23日には、前日の22日が休日であったこともあるが、規制実施期間中の入荷量(3,478%)の約4.6倍に達する入荷量がみられた(16,129%)。この量は規制実施前2日の入荷量と比較しても約1.5倍近くに達する。3日間出荷をとめられていた生産者が、ドッとセキを切った水の如く出荷した様子がまざまざと思いうかべられるであろう。

出荷調整を産地間の生産調整にまで及ぼして実施した事例としては、次の冬ピーマンの事例があげられるので、このことについては後でふれることとしたい。

(5) 行政事業との関係

野菜の入荷量の確保と価格安定をねらいとした「重要

野菜価格安定対策事業」が、そのねらいとはうらはらに産地の自主的な出荷規制を実施する場合に障害となるおそれがある。すなわち、国の指定産地であるために生産者は一定量の出荷義務を負わされ、それがために思い切った出荷削減ができない——こういう矛盾である。

今回のかんらんの出荷調整においても、市場ごとにみると、入荷量減少率は主要市場のうち神戸本場において最も小さかった(13.2%—第2表参照)。これは神戸西農協と神戸市との間に、野菜出荷に関する年間契約があって、西農協の一方的な意志で出荷量を減少することができなかったからとみられる。行政事業との関係については、野菜価格安定政策を樹立するに当たって重要な問題であるだけに、なお今後の研究を必要とするが、本稿においては問題点の指摘だけにとどめておく。

(6) 小売商および消費者の理解

今回の出荷調整については、「仲買人、消費者からは一つの抵抗もなかった」ことが大手の荷受け関係者から指摘されている(前出)が、小売商および消費者の理解をうることは、出荷調整をスムーズに実施するために重要なことならぬといわねばならない。

今回の場合、小売商は市場入荷量減少の間に、その在庫をはかせることができたということでメリットをえたと考えられるので、未だ批判を行う段階にまで立ち至っていなかったともいえる。また極めて短期間の出荷調整であっただけに、消費者もおそらくあまり関心をもつ間もなく終わってしまったとみることもできる。しかしながら、こういった出荷調整が長期に亘って実施される場合、そしてそれが極めて有効に価格回復手段として働く場合、その利害が相反するだけに、消費者の理解と納得とをどうするかは重要な今後の課題である。

II 冬ピーマン出荷調整の実態と問題点

—少数産地間調整の事例として—

1. 出荷調整の実施に至るまでの経緯

暖秋、暖冬異変は冬ピーマンの出荷量にも大きく影響し、さらに宮崎県における栽培面積の増加(前年比27%増)もあって、京阪神市場における入荷量は第6表にみられる通り、11月以降1月上旬まで旬別にみて1日当たり5万キロ台から多い旬で7万キロ台にも達した。価格は

第5表 業者の出荷状況 —20日分—

	福井	徳島	和歌山	愛知	兵庫	京都	岡山	滋賀	大阪	奈良	合計
出荷量計	1,519	2,817	3,180	3,436	3,948	2,043	522	2,010	420	100	19,995
内業者分	—	—	85	1,032	600	230	120	—	420	100	2,887

いうまでもなく暴落した状態で推移，1袋（0.15kg入）15円から20円台にとどまり，生鮮野菜主産県協議会作成の「昭和53園芸年度生鮮野菜標準価格一覧表」によるピーマンの標準価格キロ当たり494円（1袋当たり74円10銭—但し11月価格）をはるかに下廻る価格で推移したのである（価格の動きについてくわしくは後掲第1図をみられたい）。

このような状況のもとに，このままでは年が改まっても好転の見込みはないとして，12月15日，全農大阪支所の会議室に宮崎，高知および鹿児島3県の各経済連（高知は園芸連）の担当者が集まり，これが対策—生産調整にまで及ぶ出荷調整—が協議されたのである。

## 2. 出荷調整会議における申し合わせ事項とその特徴

京阪神市場における冬ピーマンの主要出荷県は，第7表にみられる通り11月中は宮崎，高知，広島等10県に及ぶ（その他に含まれる少量出荷県は除く）が，1月になると宮崎，高知および鹿児島のみとなり，2月には和歌山県からの出荷が始まるが量的には極めて僅かである。くわしくは表によってみられたいが，冬ピーマンの主要産地としての宮崎および高知両県の京阪神市場におけるシェアは極めて大きく，両県を合わせれば12月以降は96から98%に達している。この両県に鹿児島県が加われば，ほぼ100%をカバーするとみてよい（1月中は3県で100%）。

さて12月15日に開催された前記3県による調整会議における申し合わせ事項は次の4点であった。

(1) 枝切りによる生産調整策を早急に検討する（4本仕

立ての内1本をカットし，出荷量3割減少を目標とする）。

(2) 下級品の出荷をとり止める。

(3) (1)の検討と実施のため，高知，宮崎の技術者交流を行う。

(4) (1)，(2)の実施については20日を目途に実動に入り，枝切りは年内に終了する。

（以上全農大阪支所資料による）

この調整会議における出荷調整の注目すべき特徴は，第1に，出荷調整を行うに当たり，調整を生産調整にまで及ぼしたこと，第2に，(3)に申し合わせてあるように，同生産調整実施のために技術者の交流を行うこと—これは実際には実施状況の相互監視の意味をもつものと考えられる—の2点が申し合わせされたことである。技術者交流については実現をみななかったけれども，今後の生産調整を伴う出荷調整を考える場合に，注目しておくべき申し合わせであろう。

生産調整の実施は，宮崎県の場合，同県野菜振興協議会作成の，生産農家に対する呼びかけのピラを通して，生産調整の必要性と，その具体的対策についての徹底化がはかられた。但しその実施の実態についてのくわしいデータは入手していない。

## 3. 入荷量と価格の動きからみた出荷調整の効果

しかしながら第8表でみられる通り，1月中旬以降，12月と比較して宮崎の場合も，高知の場合も，1日当り入荷量は顕著に減少しており，2月に入ってからと同様である。12月中の1日当り平均入荷量と比較すると，1

第6表 京阪神市場における冬ピーマンの旬別入荷状況と価格動向概要

		入荷量合計	開市回数	1日当り平均入荷量	京阪神参考価格
11月	上旬	588,783kg	8回	73,598kg	15～20円台
	中旬	494,419	8	61,802	15～20円まで
	下旬	392,963	8	49,120	20～30円台
12月	上旬	508,293	9	56,477	15～20円台
	中旬	463,757	8	57,970	15～20円台
	下旬	502,034	8	62,754	15～20円台 後半 35～40円台
1月	上旬	309,753	5	61,951	20円前後
	中旬	315,432	8	39,429	30～40円台 後半 40～50円台
	下旬	312,462	9	34,718	50～70円台 後半 70～90円
2月	上旬	319,343	9	35,483	80～90円台
	中旬	278,807	7	39,830	80～90円台 後半 70～80円台
	下旬	252,437	7	36,062	70～80円台

(注) ① 価格は1袋（150gr入）当り，宮崎県出荷分

② 出荷調整会議 52年12月15日開催

宮崎県では，野菜振興協議会が22，23日までに各産地に指令した。

④ 資料出所：全農 前掲書



がある\*。

栽培面積が大巾に増加し、しかも気象条件が良く生産量が増加して供給過剰をひきおこした場合、生産調整の方法として収穫量抑制を徹底的に実施するためには、圃場における冬ピーマンの「抜き取り」が一つの効果的な方法であろう。圃場における生産物の廃棄は、従来供給過剰対策として、とくに野菜類の場合しばしばとられてきた方法である。今回の冬ピーマンの調整会議においても、最初そういった案が出されたが、このやり方は過去の例からみても、また生産者感情からいっても実行困難であるとして見送られた—そういう経緯もある。

宮崎、高知の両県がその生産調整方法として採用した4本仕立のうちの1本をカットし、収穫量を $\frac{1}{4}$ 削減するというやり方は、以上の2つの経緯を経て出てきた極めてユニークな方法として注目される。もっとも、ピーマンの場合には植物体自体は生産物ではなく、例えば植物体自体が生産物であるかんらん等の場合とは異なるため、すべての作物に適用しうるものではない。しかしながらこのやり方は、例えばトマトだとか、きゅうり、なす等、果菜類についてはかなりの範囲適用可能であろう。

このような方法での生産調整を実現したことが本事例のもう一つの特徴であり、他の作物についてもより合理的な生産調整方法がなお検討されねばならないであらう

\* 宮崎県では52年度冬ピーマンの栽培面積は358haで前年比27%の増加であった。鹿児島県も若干の増加があったようである。このことがあるために、12月の調整会議において高知県から、作付増加した宮崎、鹿児島両県だけで対策をたてるべきだ、との意見が強く出された。

第8表 宮崎、高知両県の12月中1日当り平均入荷量と比較した1、2月旬別1日当り平均入荷量とその増減率

			宮 崎	高 知	2 県計
12月中	1日当り平均入荷量		39,340kg	17,610	56,950
旬 別 1日当り 平均 入荷量	1 月	上 旬	43,645	16,589	60,234
		中	26,363	11,904	38,267
		下	24,061	9,779	33,840
	2 月	上 旬	21,287	13,290	34,577
		中	27,658	11,265	38,923
		下	22,962	12,856	35,818
増減率	1 月	上	10.9%	△ 5.8	5.8
		中	△33.0	△32.4	△32.8
		下	△38.9	△44.5	△40.6
	2 月	上	△45.9	△24.5	△39.3
		中	△29.7	△37.0	△31.7
		下	△41.6	△27.0	△37.1

う。

## 結 び に か え て

なお困難な条件は沢山あるけれども、日本農業の現段階は従来の「産地間競争」から「産地間調整」へ転換すべき段階に立ち至っているものと考えられる。もとよりこのことは「公正な競争」を否定するものではない。しかしながら生産費はもとより、場合によっては収穫労働費、出荷経費および運賃をも償いえないような低価格の頻発では農業の安定はえられないし、安定なくして発展は考えられないからである。ぎりぎりの場合での「産地間調整」は、社会的にもその必要性を充分に主張しうるであろう。

本稿における2つの事例、かんらんの場合、その直接的な効果はともかくとしても、10府県もの系統農協各連が一つのテーブルについて出荷調整に合意し、申し合わせ通り3日間をやり抜いたという実績は高く評価されて然るべきである。冬ピーマンの場合には実質2県間の調整であったが、価格回復において確実な効果をあげた。もちろん多くの問題点をも提起したけれども、こういった事例は今後の系統農協による出荷調整に明るい展望をもたらすものといえる。

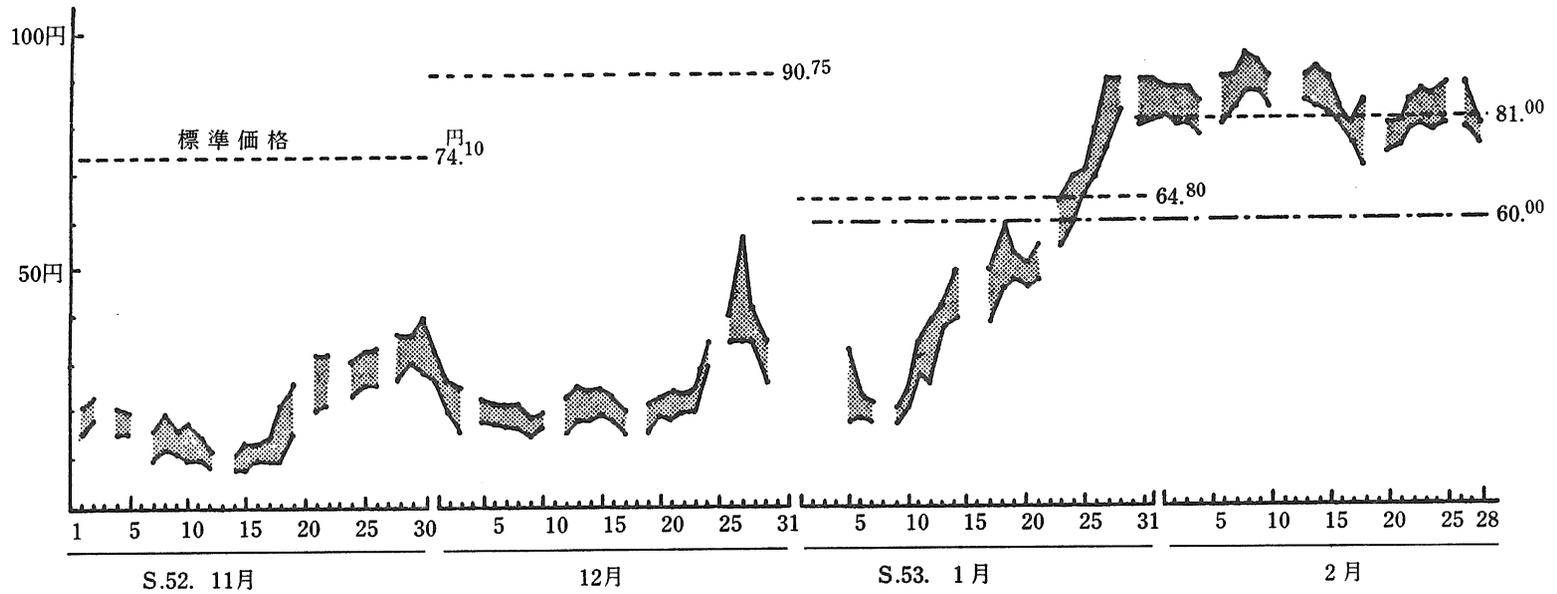
1袋20円であった冬ピーマンが、その出荷量を30~40%削減することによって80円の価格回復をなしとげた。20円で10,000袋の出荷で20万円であったものが、6,000袋の出荷で単価80円になれば48万円になる。この実績は生産農家説得の最も単純かつ明快な論理を提供するものであろう。

しかしながら、僅か2つの事例からも、今後検討しなければならない多くの課題が提供されている。その主要なものとして次の課題があげられる。

第一に、かんらんの事例でみられたように、「多数産地間調整」においては農協による生産農家の完全把握＝共販体制の確立が前提条件であるが、それでもなおかつ商系ならびに農協の共販体制にのらない任意出荷組合等のアウトサイダーの侵入をどう防ぐかという基本的課題がある。生産者の犠牲においてかちえた利益を、他にもって行かれてしまうようなことになれば、出荷調整の実は全くあがらなかつたに等しいからである。

第二に、冬ピーマンの事例は一応成功的であると評価される。「少数産地間調整」の場合には少数産地でもって市場入荷量の大部分を押えているから、それらの主要産地の協定によって市場入荷量をかなりの程度に操作しうることが、出荷調整成功の基本的な要因である。しかしながら、このことは行き過ぎると、いわば一種のカル

第1図 京阪神市場における冬ピーマン価格の動き



(注) .....標準価格：生鮮野菜主産県協議会作成の「昭和53園芸年度生鮮野菜標準価格一覧表」による。

.....出荷規制実施による回復期待価格

テリ格的価格操作になりかねない。冬ピーマンの場合、1月下旬から出荷規制実施による回復期待価格をオーバーし、2月に入るとそれよりも高いレベルの「標準価格」をも越える高価格を実現したが、この価格が果して妥当な価格であるかどうかには問題がある。とくに消費者サイドを考慮するならば、生産者の出荷調整による価格回復の限度についてもなお問題が残ると考えるべきであろう。このことは基本的に「供給調整」の意義にかかわる大きな問題である。

第三に、前節でもふれた通り、生産調整の問題がある。生産調整を伴わない供給調整は、かんらんの場合にみられた通り、その効果は一時的でしかない。しかしながら一方、産地における作付制限は「産地」としての性格上、大きな困難性がある。宮崎県が冬ピーマンの作付面積抑制を意図しながらもこれが徹底できなかった理由として、作付転換をすすめるべき有力な代替品目がなかったことが最大の理由としてあげていたが、産地化が進行すればするほど、地域の中でいったん定着した作目の転換はますます困難となるであろう。「産地」とは、価

格の暴落にあっても、それに耐え、直ちに作目転換を行わない—そういう特徴をもち、それがまた「産地」の強みであるといえる。このような矛盾の中で、生産調整をどう実施して行くかについては、なお残された問題が多い。

第四に、かんらんの場合にみられる通り、調整会議のテーブルについて10府県10農協連は何れも有力な野菜産地をもつ、いわば野菜類の先進県の農協連であった。将来、そういった野菜先進県の供給調整が成功的に進められるようになると、後発県としては新規参入の余地がなくなるおそれがある。「供給調整」が経済的弱者の立場を守るためのやむをえざる手段であるとしても、今度は「供給調整」に参加しうる産地と、参加しえざる産地と同じ生産者の中で強者と弱者がより明確化されてくるであろう。この矛盾についても十分な検討がなされなければならない。

〔本研究は昭和53年度科学研究費（総合A）を受けて実施されたものの一部である。〕